

害虫駆除業務 共通仕様書

1. 目的

植栽の害虫駆除と防止を行い、衛生環境を維持する。

2. 時期・頻度

特記仕様書による。

3. 業務内容

(1) 作業内容

特記仕様書による。

(2) 報告

業務を実施した場合は、その都度管理責任者を通じて速やかに発注者へ業務実施報告書を提出する。

4. その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に遂行する。

(2) 各法令の改定により本仕様書との差異や記載のない業務等が生じた場合は、発注者と受注者にて協議するものとする。

(3) 受注者等は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする

害虫駆除業務 特記仕様書

荒井地域交流センター

1. 履行場所
荒井地域交流センター 高砂市荒井町扇町 2 番 24 号
2. 時期・頻度
8 月～9 月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センター及び市民コーナーの業務に支障をきたさないような措置を講じて、事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 作業を行う際には、日程、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

伊保地域交流センター

1. 履行場所
伊保地域交流センター 高砂市伊保東1丁目18番6号
2. 時期・頻度
8月～9月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センターの業務に支障をきたさないような措置を講じて事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 作業を行う際には、日程、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

中筋地域交流センター

1. 履行場所
中筋地域交流センター 高砂市中筋3丁目5番24号
2. 時期・頻度
8月～9月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センター及び市民サービスコーナーの業務に支障をきたさないような措置を講じて事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 特に、高砂公民館の作業を行う際には、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

米田地域交流センター

1. 履行場所
米田地域交流センター 高砂市米田町米田 734 番地
2. 時期・頻度
8月～9月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センター及び市民サービスコーナーの業務に支障をきたさないような措置を講じて事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 作業を行う際には、日程、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

阿弥陀地域交流センター

1. 履行場所
阿弥陀地域交流センター 高砂市阿弥陀町阿弥陀 1173 番地の 1
2. 時期・頻度
8 月～9 月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センター及び市民コーナーの業務に支障をきたさないような措置を講じて事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 作業を行う際には、日程、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

北浜地域交流センター

1. 履行場所
北浜地域交流センター 高砂市北浜町北脇 74 番地の 3
2. 時期・頻度
8 月～9 月の間(他の地域交流センターと同一日の作業)
3. 全般的な事項
作業中は、交流センター及び市民コーナーの業務に支障をきたさないような措置を講じて事故防止に努めなければならない。
4. 作業用機材等について
 - (1) 作業に使用する機材及び材料については、受注者の負担とする。
 - (2) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。
5. 作業要領
 - (1) 敷地内の樹木とする。
 - (2) 作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。
 - (3) 作業を行う際には、日程、時間調整を行う。

害虫駆除業務 特記仕様書

申義堂

1. 履行場所

申義堂 高砂市高砂町横町 1074-5

2. 時期・頻度

1 回目 9 月予定

2 回目 1 月予定

3. 委託内容

(1) 委託業務の実施日は、あらかじめ連絡する平日の時間帯とする。

(2) 作業に使用する器材及び材料については、受注者の負担とする。

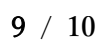
(3) 作業に使用する器具類及び薬品等については、受注者の負担とする。

4. 作業要領

作業後の廃棄物の処理は、受注者が速やかに行うものとする。

5. 作業区域

別紙図面に記載するとおりとする。



害虫駆除業務（小・中学校）仕様書

1. 履行場所

学校名	所在地	電話番号
高砂小学校	高砂市高砂町大工町 810 番地の 1	0 7 9 - 4 4 2 - 2 4 2 2
荒井小学校（幼稚園）	高砂市荒井町東本町 10 番 1 号	0 7 9 - 4 4 2 - 1 9 5 1
伊保小学校	高砂市伊保東 1 丁目 18 番 1 号	0 7 9 - 4 4 7 - 4 3 4 1
伊保南小学校	高砂市梅井 2 丁目 4 番 1 号	0 7 9 - 4 4 8 - 0 7 6 0
中筋小学校	高砂市中筋 1 丁目 2 番 1 号	0 7 9 - 4 4 7 - 0 2 1 9
曾根小学校	高砂市曾根町 2500 番地	0 7 9 - 4 4 7 - 0 0 3 9
米田小学校	高砂市米田町米田 451 番地	0 7 9 - 4 3 2 - 3 5 9 4
米田西小学校	高砂市米田町塩市 17 番地の 1	0 7 9 - 4 3 1 - 8 0 0 5
阿弥陀小学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1153 番地	0 7 9 - 4 4 7 - 1 3 1 7
北浜小学校	高砂市北浜町北脇 34 番地の 5	0 7 9 - 2 5 4 - 0 1 3 9
高砂中学校	高砂市高砂町大工町 638 番地	0 7 9 - 4 4 2 - 1 5 9 1
荒井中学校	高砂市荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	0 7 9 - 4 4 2 - 0 5 4 0
竜山中学校	高砂市荒井町千鳥 3 丁目 1 番 1 号	0 7 9 - 4 4 7 - 1 1 5 0
松陽中学校	高砂市松陽 1 丁目 11 番 1 号	0 7 9 - 4 4 7 - 1 9 4 2
宝殿中学校	高砂市米田町米田 1174 番地の 1	0 7 9 - 4 3 2 - 3 7 8 6
鹿島中学校	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1979 番地の 3	0 7 9 - 4 4 7 - 1 1 7 9

2. 業務内容・頻度

- (1) 敷地内樹木の害虫駆除に伴う薬剤散布を年 1 回実施する。
- (2) 実施日は学校と打合せを行い決定すること。

3. 特記事項

- ・ 業務完了後、直ちに受託業務完了届（作業中・完了写真を添付）を提出すること。